

守谷市特別職報酬等審議会に対する諮問の内容 及び特別職の報酬額等の決定について

1 特別職の報酬等の状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

区 分	報酬等 の月額	期末手当						加算 措置
市長	800,000 円	6 月期	1.50 月分	12 月期	1.65 月分	計	3.15 月分	役職 加算 15%
副市長	646,000 円							
教育長	604,000 円							
議長	430,000 円	6 月期	1.475 月分	12 月期	1.625 月分	計	3.10 月分	
副議長	397,000 円							
議員	367,000 円							

＊期末手当の積算方法（報酬等の月額＋（報酬等の月額×役職加算））×支給月数
年間の支給額

例 市長 800,000 円＋（800,000 円×15%）×3.15 月分＝2,898,000 円

議長 430,000 円＋（430,000 円×15%）×3.10 月分＝1,532,950 円

2 審議の内容

（1）対象となる特別職

三役（市長，副市長，教育長），市議会議員（議長，副議長，議員）

（2）諮問の内容（資料 P 7 「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の概要案」参照）

ア 平成 28 年 4 月 1 日から遡及して市長等の給料の額及び市議会議員の報酬の額について，国家公務員の一般職の指定職職員に準じて改定なし

イ 特別職の期末手当（ボーナス）の支給月数及び改定時期について

国の特別職 年間 3.15 月分 → 3.25 月分（0.1 月分引上げ）

3 報酬額等の決定に対する考え方など

（1）期末手当の支給月数及び改定時期について

国における特別職の期末手当の支給月数との均衡を考慮して，特別職については，国に合わせ改定を行ってきております。（資料 2）

（2）市長等の給料の額及び市議会議員の報酬の額について

① 特別職の報酬等の額は，特別職の職務や職責，仕事の成果に見合った適正な額を支払うべきではありますが，その額を導き出す手法が課題となっています。

② 特別職の報酬等の額を改定する場合には、明確な理由が必要となることからこれまで次の項目について報酬額等の水準を比較・検討を行い、報酬等の額を決めてきております。

- ア 一般職員の給与の改定状況
- イ 特別職の報酬額等の改定状況（資料１）
- ウ 他市との特別職の報酬額等の比較
- エ 市の財政状況
- オ 特別職の活動状況
- カ 景気の動向（消費者物価指数等）

③ 特別職の報酬等の額は、一般職職員と同様に人事院勧告に応じた改定を毎年小刻みに行うべき性質のものではなく、ある程度の差が累積された時点で他の指標も踏まえた上で改定すべきものであることを基本に、報酬等額の改定を行っております。（資料１）